

名古屋市 木造住宅 耐震化支援制度のご案内

助成制度は、全て「昭和56年(1981年)5月以前」に着工した建物が対象です。

無料耐震診断

TEL | 052-972-2921

名古屋市が指定した耐震診断員が、住宅の外部・内部・床下等の状態を調査します。

対象住宅

- 木造住宅(プレハブ、ツーバイフォー工法等は対象外)
- 2階建て以下

申込者

- 対象住宅の所有者
- ※貸家の場合は、原則借家人全員の同意が必要です。
- ※区分所有の場合、全ての所有者から申込が必要です。

申込方法

- 郵送・FAX・持参など
- 名古屋市住宅都市局 耐震化支援室
〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1
FAX | 052-972-4179

無料

申込書の配布

住宅都市局耐震化支援室(市役所西庁舎3F)、
各区役所総務課、支所庶務係、各区消防署総務課
※名古屋市ウェブサイトからもダウンロードできます。

耐震改修工事

TEL | 052-972-2921

耐震改修工事費用の一部を助成します。また、精密診断法による設計費用の一部を助成します。

(詳細はお問い合わせください。)

補助対象

- 名古屋市の無料耐震診断の結果、判定値1.0未満と診断された木造住宅(段階的改修の1段階目は判定値0.7未満)
- ※1 住宅所有者の世帯全員が、過去2年間、市民税の課税を受けていない世帯のこと
- ※2 1段階目に住宅全体を判定値0.7以上または1階部分を判定値1.0以上にする

補助金額

- 耐震改修工事費の4/5以内

項目		一般世帯	非課税世帯 ^{※1}
限度額	一般改修	100万円/戸	150万円/戸
	段階的改修	1段階目 ^{※2}	45万円/戸
		2段階目	55万円/戸
		80万円/戸	

戸建木造住宅の除却工事

TEL | 052-972-2921

耐震性のない戸建木造住宅の取り壊し費用の一部を助成します。

設置対象

- 申請の前年度までに名古屋市の無料耐震診断を行い、判定値1.0未満と診断された戸建木造住宅で、空き家ではないもの

補助金額

次のいずれかのうち、一番低い金額

- 除却費用の1/3以内
- 延べ面積により算定される限度額
- 20万円

※木造住宅密集地区の木造住宅の除却については、「老朽木造住宅除却助成」で行っており、条件、金額等が異なります。詳細は市街地整備課(TEL | 052-972-2752)

| お問い合わせ先・申請先 |

名古屋市住宅都市局 耐震化支援室

TEL | 052-972-2787 FAX | 052-972-4179
〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1(市役所西庁舎3F)



名古屋市 建物の耐震対策

検索

◎申請様式は、ダウンロードできます

令和5年4月版

※制度内容に変更となる場合があります。また、本市予算の範囲内での支援となります。
※記載以外にも補助の条件などがあります(各制度の詳細内容は別途パンフレットをご用意しております)。

耐震シェルター等の設置

TEL | 052-972-2921

高齢者などが居住している住宅に助成します。

補助対象等

- 高齢者などが居住する世帯で、市の無料耐震診断の結果判定値0.7未満と診断された木造住宅
- 設置費用の1/2以内で最大30万円など(市民税非課税世帯への上乗せがあります。)

ブロック塀等撤去

木密地区※以外(耐震化支援室) TEL | 052-972-2921
木密地区※(市街地整備課) TEL | 052-972-2752

ブロック塀などの撤去費用の一部を助成します。

補助対象

- 道路に面する高さ1メートル以上のブロック塀など

補助金額

次のいずれかのうち一番低い金額

- 撤去費用の1/2(※3/4)以内
- 長さ1メートルあたり6,000円(※9,000円)
- 10万円(※15万円)

※主な木造住宅密集地域11地区の場合

地域ぐるみ耐震化促進支援事業

TEL | 052-972-2921

町内会などの地域団体が取り組む地震対策の活動費用の一部を助成します。

対象事業

- 耐震化おすすめ作戦(必須)(戸別訪問により無料耐震診断等のお勧めを行います。)
- 学習会、講習会など(専門家を招き、地震対策について学習します。)

補助金額

- 1地区あたり10万円まで
- 対象経費の例：資料印刷代、会場使用料、講師謝礼など

耐震相談員派遣制度

TEL | 052-972-2787

住宅や事務所などの地震対策についてアドバイスを行うため、耐震相談員を派遣します。

相談できる建築物

一戸建て、マンション、長屋、共同住宅、事務所など
(木造・非木造、建築年などは問いません。)

無料

◎ 助成制度にあわせてご活用ください

代理受領制度

TEL | 052-972-2787

申請者(所有者等)との契約により耐震改修工事等を実施した者(施工業者等)が、申請者の委任を受け、補助金の受領を代理で行うことができる制度です。

この制度を利用することで、申請者は工事費等と補助金の差額分のみ用意すればよくなるため、当初の費用負担が軽減されます。

融資制度・税金の控除や減額

耐震改修工事には、下記の機関の融資制度が利用できる場合があります。また、税金の控除や減額などが受けられる場合もあります。

※同時にリフォームを行った場合は、建物の評価が見直される場合があります。

融資の問合せ	住宅▷住宅金融支援機構 東海支店	中小企業者の建物▷愛知県、日本政策金融公庫
税金の問合せ	所得税の特別控除・住宅ローン減税▷税務署	固定資産税の減額▷市税事務所